

まちづくり委員会のきまり

本きまりはまちづくり基本条例施行規則第3条第6項の規定に基づき、委員会運営を円滑に進め、本会議、運営委員会、グループの関係を整理し、委員全員が審議や決定に参加し合意を図ることを目的とする。

1 本会議

(1) 目的

清瀬市まちづくり基本条例(以下「条例」という。)第9条第2項に規定する事項を行うため、清瀬市まちづくり基本条例施行規則(以下「規則」という。)第3条第5項の規定に基づき開催する。

(2) メンバー

条例第9条第4項、規則第3条第1項及び第9条の規定に基づき構成する。

- ア 委員長
- イ 副委員長
- ウ 委員
- エ 事務局

(3) 決議の方法

- ア 委員会において決議が必要なときは多数決により決議する。
- イ 多数決は挙手制とし、賛成、反対又は白票(仮称)とし、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。
ただし、会議に欠席する場合は事務局に委任状等の提出により意思表示できるものとする。
- ウ 白票(仮称)は無効とするが、白票(仮称)を投じた委員にはその意見を聴取するものとする。

(4) 議事録の送付

- ア 事務局は本会議終了後、議事録を作成し次回本会議までに委員全員に送付する。ただし、次回会議まで30日以上間があるときは書面等により了承を得ることもできる。
- イ 事務局は委員会の承認を得たあと、速やかに議事録をホームページに掲載する。

(5) 会議の傍聴

令和4年9月1日改正の傍聴規定を令和5年の傍聴規定とする。

2 運営委員会

(1) 目的

本会議の運営について検討するために設置する。

(2) メンバー

- ア 委員長

- イ 副委員長
- ウ 各グループから選出された委員
- エ 事務局

(3) 役割

本会議は、以下の事項を運営委員会に付託する。

- ア 各グループリーダーから提出された議題の共有
- イ 本会議で取り扱う議題の決定
- ウ 委員会の進行表、タイムスケジュールの決定
- エ 上記事項の本会議への報告
- オ その他、本会議運営に必要な事項

(4) 会議の開催

- ア 本会議の概ね2週間前に委員長が招集し開催する。
- イ 原則対面とし、社会情勢に応じて開催方法を協議して開催する。

(5) 会議後の処理

- ア 事務局は、運営委員会終了後速やかに資料等を調製する。
- イ 事務局は調整した資料を運営委員会メンバーに送付し了承を得たものを、本会議資料として委員全員に送付する。
- ウ 本会議資料の送付は概ね3日前に送付する。

3 「清瀬市まちづくり基本条例に関する提案」の審議について

(1) 審議する提案

規則第4条第1項の規定に基づき提出された提案をまちづくり委員会で審議する。

(2) 提案書の提出

企画部シティプロモーション課市民協働係に提出された提案は、個人情報削除したものを委員全員に速やかに送付する。

(3) 提案の優先順位の決定

まちづくり基本条例施行規則第4条第2項の規定に従う。
提案審議グループは、当該決定に従う。

(4) 提案審議グループの検討

- ア 提案審議グループ内でより詳細な優先順位を検討する。
検討結果を委員長に報告する。
- イ 提案審議には「清瀬市まちづくり提案内容の検討フロー」を活用し、審議結果を委員長に報告する。
- ウ 当該フローを用いた審議の中で、提案内容を深く理解するために提案者へのヒアリングを要する場合は、委員長に申し出るとともに、ヒアリング内容を提案する。
委員長がヒアリングの必要を認めた場合、事務局を通して提案者にヒアリングを行う。
- エ 審議の中で、当該フローの見直しを要すると認めた場合は、その旨委員長に申し出る。

オ 当該フローの改正案は提案審議グループが作成し本会議で提案する。

(5) 全委員による審議提案

委員長は、次回本会議に向けた運営委員会において、(4)アに基づく提案審議グループからの報告結果を踏まえ、全委員をもって審議する提案を決定する。

(6) 本会議

ア (4)イにおいて検討された結果を全員で審議し担当部署案件または市長への提言候補とするか決定する。

(7) 審議に要する期間

ア 委員長は、上記の検討を概ね3か月で審議が完了するように努め、完了後速やかに提案者に審議結果を通知することとする。

イ 通知の内容は、提案審議グループが審議内容を踏まえて調製し、委員長の了承を得た後、事務局へ報告する。

ウ 事務局は委員会からの報告をもとに審議結果を提案者へ通知する。

4 まちづくりフォーラムの開催

1年に1回以上、まちづくりフォーラムを開催し、まちづくり委員会の審議内容等を報告する。

5 報酬の支払い

委員報酬は本会議への出席（オンライン含む。）をもって支払うこととし、原則として1時間以上出席した委員に支払う。

6 改正

本きまりの改正は全委員が発議できるものとし、項目1(3)に従って決議する。